

後期高齢者医療特別会計〔市民生活部 保険年金課 所管〕

1. 概 要

高齢者医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設された。

茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、財政運営の広域化及び安定化を図る。市は給付申請や窓口業務、保険料の徴収などを行う。

2. 歳入の状況 (単位:千円、%)

款	項	令和6年度		令和5年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	569,039	78.6	493,464	76.8	75,575	15.3
2. 使用料及び手数料	手数料	6	0.0	27	0.0	△ 21	△ 77.8
3. 繰入金	他会計繰入金	152,919	21.1	139,068	21.6	13,851	10.0
4. 繰越金	繰越金	1,193	0.2	1,019	0.2	174	17.1
5. 諸収入		557	0.1	9,159	1.4	△ 8,602	△ 93.9
	延滞金、加算金及び過料償還金及び還付加算金	327	0.1	227	0.0	100	44.1
	受託事業収入	230	0.0	409	0.1	△ 179	△ 43.8
	雑収入	0	0.0	8,348	1.3	△ 8,348	皆減
		0	0.0	175	0.0	△ 175	皆減
歳入合計		723,714	100.0	642,737	100.0	80,977	12.6

3. 歳出の状況 (単位:千円、%)

款	項	令和6年度		令和5年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 総務費		6,612	0.9	15,037	2.3	△ 8,425	△ 56.0
	総務管理費	3,269	0.4	12,018	1.9	△ 8,749	△ 72.8
	徴収費	3,343	0.5	3,019	0.4	324	10.7
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	715,080	99.1	626,079	97.6	89,001	14.2
3. 諸支出金	償還金及び還付加算金	211	0.0	429	0.1	△ 218	△ 50.8
歳出合計		721,903	100.0	641,545	100.0	80,358	12.5

4. 収支の状況 (単位:千円)

区分	金額
1. 歳入総額	723,714
2. 歳出総額	721,903
3. 歳入歳出差引額	1,811
4. 実質収支額	1,811

5. 収納状況 (単位:円、%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	339,781,900	339,873,700	0	△91,800	100.0
普通徴収保険料	238,912,300	229,165,000	1,868,000	7,879,300	95.9
合計	578,694,200	569,038,700	1,868,000	7,787,500	98.3

※特別徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額 91,800 円を含む。

※普通徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額 7,100 円を含む。

○保険料徴収事務に要する経費（01020101） 3,343,098 円（3,018,719 円） 決算書 P416

〔総務部 総務課 所管 1,961,520 円含む〕

〈その他：6,600 円 一財：3,336,498 円〉

＊特定財源積算根拠

・手数料：督促手数料 6,600 円

（目的）

後期高齢者医療の適正な保険料徴収事務に努め、事業の安定運営を図る。

（内容）

後期高齢者医療の保険料徴収事務に要する物件費、電算処理システム等。

（効果）

保険料徴収の適正化に努めた。

○保険料納付に要する経費（02010101） 715,079,661 円（626,079,352 円） 決算書 P418

〈その他：713,397,761 円 一財：1,681,900 円〉

＊特定財源積算根拠

・保険料：保険料 569,038,700 円

・繰入金：保険基盤安定繰入金（保険料軽減分） 144,031,654 円

・諸収入：被保険者延滞金 327,407 円

（目的）

後期高齢者医療制度の財源（保険料）を納付することにより、被保険者が必要な医療を受けることができ、高齢者福祉の増進を図ることができる。

（内容）

保険料納付金 570,733,700 円

保険基盤安定納付金 144,031,654 円

延滞金納付金 314,307 円

（効果）

構成市町村として、後期高齢者医療制度の安定的な財政運営に寄与している。

賦課内容

	均等割額	所得割率	限度額
5 年度	46,000 円	8.5%	660,000 円
6 年度	47,500 円	9.00%（賦課のもととなる金額 58 万以下） 9.66%（賦課のもととなる金額 58 万超）	730,000 円 （下記以外の方） 800,000 円 （R6 年度中に 75 歳になる方）

※（前年の総所得金額等－基礎控除額）×9.00%または 9.66%